

消費税および地方消費税の中間申告と納付をお忘れなく！

個人事業者の人で、令和5年分の確定消費税額※（地方消費税額は含まない）が48万円を超える人は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告と納付は、①②いずれかで行えます。

年1回の中間申告の申告・納付期限は9月2日(月)です。
(振替納税利用の場合の振替日は、9月30日(月)です。)

①前年実績による中間申告

令和5年分の確定消費税額から算出した中間納付税額が記載された中間申告書および納付書が税務署から送付されます。9月2日(月)までに税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

②仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、①の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合は、①の消費税および地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、9月2日(月)までに納税する必要があります。

他 ③中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用できます。
④納税には、振替納税が便利です。利用には e-Tax からオンラインで手続きすることができます。
⑤確定消費税額が 400 万円を超える場合の中間申告については、国税庁ホームページをご覧ください。
問 巻税務署☎ 0256・72・2355



◀ e-Tax はこちら

振替納税の手続き▶



令和5年度 燕市の情報公開と
個人情報保護制度の運用状況を公表します

■情報公開制度の運用状況

区分	件数	内訳
情報公開請求 ※1	11 件	公開 2件 部分公開 9件 非公 0件 (不保有含む)
情報公開申出 ※2	29 件	公開 14件 部分公開 15件 非公 0件 (不保有含む)
審査請求	0 件	—

■個人情報保護制度の運用状況

区分	件数	内訳
個人情報開示請求	11 件	開示 1件 部分開示 9件 非公 1件 (不保有含む)
審査請求	0 件	—

※…市議会の個人情報開示請求および審査請求はともに0件

※1…燕市に関係のある個人や団体からの請求
※2…燕市と利害関係などがない個人や団体からの申し出

問 総務課 総務係 ☎ 77・8312

国民年金保険料の「免除」「納付猶予」制度

経済的な理由などで保険料が納められない人のために、申請・承認により保険料の納付が免除または猶予される制度です。(令和6年度国民年金保険料：月額 1 万 6,980 円)

■免除制度 ③全額免除 ④一部免除（4分の3、半額、4分の1）

■納付猶予制度 50 歳未満の人を対象に納付が猶予

■令和6年度の申請対象期間

- ③7月分～翌年6月分まで
- ④令和6年度分を申請する人は、早めに申請してください。
- ④申請日から過去2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

■申請場所

保険年金課 年金医療係（市役所 1 階 11・12 番窓口）、または三条年金事務所（三条市興野 3-2-3）

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳（または基礎年金番号のわかるもの） ②マイナンバーがわかるもの ③運転免許証などの身分証明書 ④失業による特例免除の場合、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証などの写し

■ご注意ください

- ③審査は、申請期間に対応する年の所得を基準として行いますが、所得により免除が承認されない場合があります。
- ④申請が遅れると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがあります。すみやかに申請してください。

問 ③保険年金課 年金医療係☎ 77・8136 ④三条年金事務所☎ 0256・32・2239

新たな非課税世帯等に対する
臨時特別給付金

問 令和6年6月3日において燕市に住民登録されており、令和6年度住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯

■給付額 1世帯あたり 10 万円

世帯内に 18 歳以下の児童がいる場合、こども加算として、対象児童 1 人あたり 5 万円が加算されます。

問 対象と思われる世帯には、7月下旬以降、燕市役所から書類を郵送します。書類に必要事項を記入して、10月31日(木)までに窓口への持参か郵送にて提出してください。

他 DV 等避難者などで燕市に住民登録のない人も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 ③非課税世帯や均等割のみ課税世帯への給付金に関すること

社会福祉課 援護係（1階 24・25 番窓口）
☎ 77・8173

- ④こども加算に関すること
- 子育て応援課 こども福祉係（1階 17～20 番窓口）
☎ 77・8186



臨時特別給付金について▲

定額減税補足給付金
(調整給付金)のお知らせ

問 燕市に居住し、令和6年分所得税と令和6年度分燕市個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる人。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える人は対象外。

■給付額 対象者に発送する通知に記載。

申 対象者には7月下旬から順次支給に関する通知を発送します。公金受取口座等の登録をしていない人は、発送された「調整給付金支給確認書」を10月31日(木)までにご提出ください。

問 ③「調整給付金支給確認書」の提出手続きや支給時期に関すること

燕市調整給付金コールセンター

☎ 77・8202

④個人住民税における定額減税の金額に関すること

税務課 市民税1係

☎ 77・8142



▲調整給付金について



定額減税について▲